

国民年金だより

国民年金保険料学生特例納付制度について

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。
●対象となる要件…学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等専門学校、および各種学校（修業年限1年以上の課程）に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

<所得の目安>118万円+[扶養親族の数×38万円]

- 承認期間…4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた翌年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度を希望する場合は、必要事項を記入の上、返送してください。
- 追納等について…学生特例納付の期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給要件を満たす場合、保険料納付済期間として考慮されます。ただし老齢基礎年金の場合は、受給権発生のための資格期間をみる場合にのみ考慮され、10年以内に保険料を追納しなければ、年金額に反映されません。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

戸籍証明書などの広域交付

3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書などの請求が可能になります。また、婚姻届などの戸籍届出時における戸籍謄本の添付が原則不要となります。

- 請求ができる戸籍証明書 戸籍証明書（戸籍謄本）、戸籍電子証明書提供用識別符号
除籍証明書（除籍謄本、改製原戸籍謄本）、除籍電子証明書提供用識別符号
 （注意点）一部事項証明書（戸籍の記載事項証明書）、個人事項証明書（戸籍抄本）は請求できません。
 コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。
 識別符号は、今後パスポートの申請などで利用開始となる予定です。

- 請求できる人
 ○本人およびその配偶者 ○父母・祖父母などの直系尊属
 ○子・孫などの直系卑属
 ・なお、上記の人でも、郵送での請求、委任状による代理請求はできません。
 ・また、第三者請求および職務上請求もできません。

- 本人確認書類について
 運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの公的機関発行の顔写真付き本人確認書類の提示が必要です。規定により、健康保険証、年金手帳などの複数提示での受け付けはできませんのでご注意ください。
 ☎ 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373 歌津総合支所 ☎36-2111

令和6年度 おらほのまちづくり支援事業募集!

『おらほのまちづくり支援事業補助金』は、自主的に活動する団体に対して、町が事業実施を支援する『提案公募型』の補助制度です。柔軟な発想と創意工夫を活かした、まちづくり・地域づくりに向けての提案をお寄せください。

区分	参考となる事業例	補助率	上限額
総合戦略の推進に寄与する事業	・子育て世代の親子を対象とした事業 ・町のエコタウン構想の推進に関する事業	100/100	100万円
公益活動支援事業	・ラムサール条約や国際認証を活用した事業 ・地域の特産品や歴史・自然の再発見、PRにつながる事業	100/100	30万円
集いと賑わい創出事業	・平成の森、サンオーレそではまなどの町施設を活用した事業 ・町の特性を生かした来日外国人の誘致促進につながる事業	75/100	50万円 ※下限は10万円
全町的な大規模事業	・文化・スポーツ行事の再興やニュースポーツの振興に関する事業 ・伝統的な祭りの再生などを通じて町民が集うことのできる事業	100/100	100万円
全区分の共通事項	・審査委員会により採択する事業を決定する。 ・その他、南三陸町おらほのまちづくり支援事業補助金交付要綱による。		

- 募集期間 3月1日(金)～15日(金)
- 留意事項 交付決定前に着手する事業に要する経費については、補助対象となりません。
- 申込方法 企画課に用意してある関係様式で申し込みください。
※関係様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

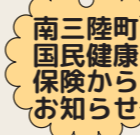
申し込み後のスケジュールについては、以下のとおりとなります。
 ●3月下旬 事前の書類審査 ●4月1日 交付申請書の受理
 ●4月中旬 審査委員会による審査 ●4月下旬 交付の可否について通知

☎ 企画課 企画情報第1係 ☎46-1371

⚠ 不採択となる可能性が高い事業は、次のような取り組みです。

- 1日だけ開催され、単にゲーム、飲食だけのパーティやイベント
- 事業実施による効果が曖昧で、次年度以降につながる継続性や広がりがない事業
- 補助金の大部分が備品購入となる事業
- 団体の維持・運営のために補助金を活用しようとする事業
- 複数年にわたり同様の内容である事業

国保の加入・脱退は14日以内の届け出を!



国民健康保険の加入・脱退は自動では行われません。就職・退職などで社会保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）と国保の間に異動があった人は必ず届け出をしてください。本人が届け出に來られない場合は、ご家族などが代理で届け出をすることができます。

- どんなときに届け出が必要になりますか？
 ・退職や家族の健康保険の被扶養者から外れたなど社会保険を脱退したとき
 ・就職や家族の健康保険の被扶養者に認定されたなど社会保険に加入したとき
 ・生活保護を受けなくなったとき
 ・生活保護を受けるようになったとき
 これらの異動があった日から、14日以内に届け出をしてください。

- 加入の届け出が遅れるとどうなりますか？
 加入の届け出が遅れると、社会保険の資格がなくなった日でもさかのぼって国保税を納めることになるため、1回に納める国保税が高額になります。
 また、保険証がない間にかかった医療費は全額自己負担となります。

- 脱退の届け出が遅れるとどうなりますか？
 他の健康保険に加入しているながら、国保の保険証で医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を後で返還しなければなりません。

また、届け出がなされるまで引き続き国保税が課税され、保険料と二重払いになる恐れがあります。納めすぎた国保税は後日還付されますが、時効が発生している場合はさかのぼれる期間が短くなります。

- 手続きに必要な書類を教えてください。
 ・加入するとき…事業主が発行した資格喪失証明書
 ・脱退するとき…事業主が発行した資格取得証明書または新しい保険証
 ※雇用保険の手続きに使用する「離職証明書」や「退職証明書」では国保加入の手続きを行えませんのでご注意ください。

- 私は、マイナンバーカードを保険証として使えるようにしています。役場の窓口で国保の手続きが必要ですか。
 マイナンバーカードに保険証機能を付与している場合でも、役場に届け出をしないと最新の情報が反映されず、正確な資格に基づく医療費計算が行われなくなるため、届け出は必要です。

届け出先 南三陸町町民税務課・歌津総合支所

大学などに進学するときの学生用の被保険者証について(マル学保険証)

南三陸町国保の加入者が、大学や短大、専門学校などへ修学するために町外へ転出するときは、学生用の保険証（マル学保険証）を持つことができます。

マル学保険証が交付される人は、住所を南三陸町外へ定めることとなりますが、国保の資格は転出前に所属していた世帯の国保加入者として取り扱いますので、転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

また、マル学保険証該当者の国民健康保険税は、転出前に所属していた世帯の世帯主に対して、これまで通り課税されます。

- マル学保険証の交付要件
 ・修学のため、住民票を南三陸町外に移すこと。
 ・学費・生活費などの仕送りを受けていること。
 ※1 学校は大学、高等専門学校、専修学校など、学校教育法に定められているものに限りです。
 ※2 修学中の学生であっても、学費・生活費などの仕送りを受けていないか、受けていてもごくわずかで経済的に独立した生活を行っている場合はマル学保険証の交付対象とはなりません。

- 有効期限・手続き
 マル学保険証は毎年3月31日で有効期限が切れま

新規で交付を希望する人および引き続き修学するため更新を希望する人は、必要書類を添えてマル学適用届を提出してください。
 学校を卒業または退学したときは、保険証の返却と併せてマル学非適用届を提出してください。

- 届出時必要書類
 ・在学証明書の原本（入学前の場合は合格通知書など、修学の事実が分かる書類でも可。ただし、入学後に在学証明書の原本を提出すること。）
 ・マル学となる人の国保の保険証
 ・届出人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

届け出先 南三陸町町民税務課・歌津総合支所

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373